

目からウロコ、日本の最賃は世界の非常識？！



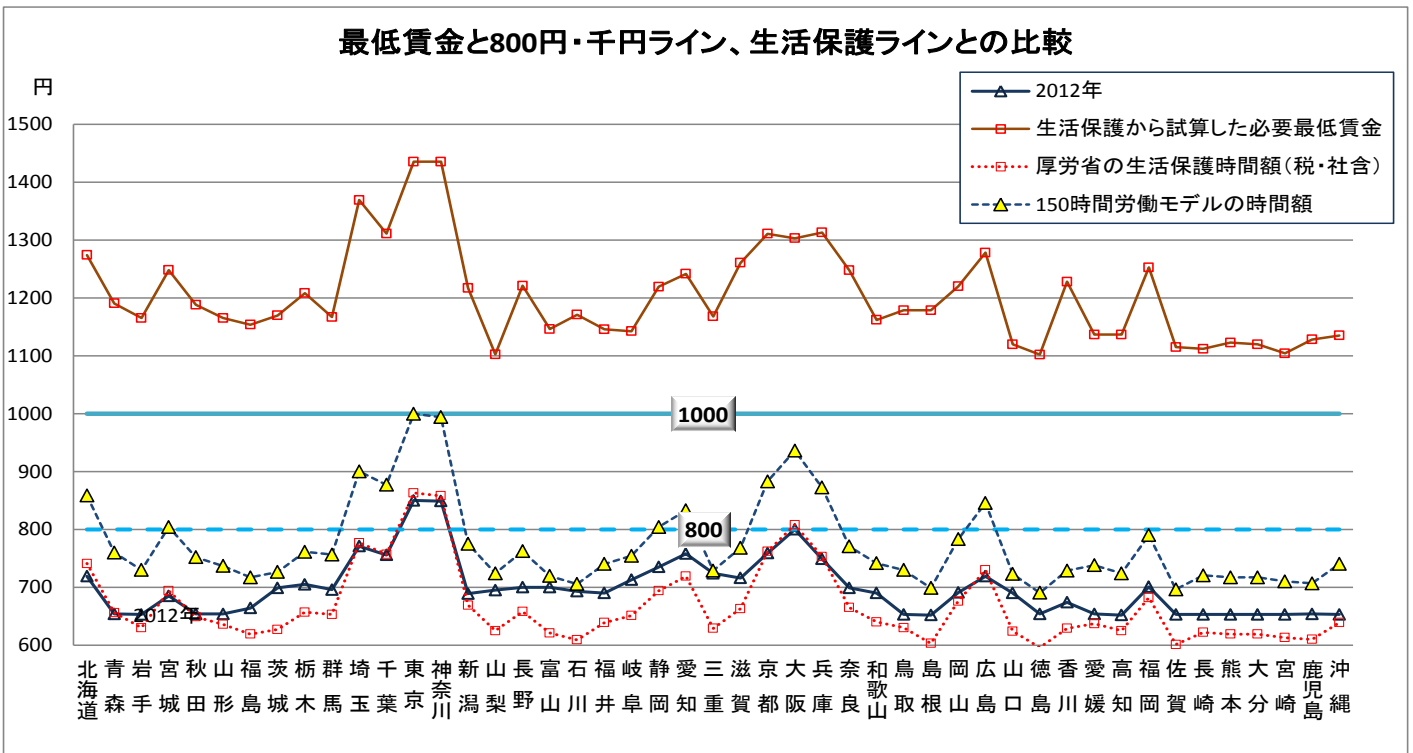
～最賃 1000 円以上、全国一律の要求こそ、グローバル・スタンダード～

2013 年 8 月 全労連調査局

1. 低水準で格差のある日本の最低賃金 ⇒ 大幅引き上げ・格差是正は急務！

- (1) 日本の地域別最低賃金は、都道府県別に設定され、最高額の東京が時間額 850 円、最低の島根と高知は 652 円という低水準である。この金額でフルタイム（所定内労働時間の月平均は毎年 155 時間程度）働いても、850 円で月額 13.2 万円、652 円なら月額 10.1 万円にしかならず、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」（労働基準法第 1 条）とはいえない。実態としては 47 都道府県すべての最低賃金が、生活保護の水準より下回っているが、厚生労働省は不当な計算方法で事態をごまかしている（■4-5 参照）。
- (2) 地域間格差の大きさも問題である。最高と最低の差は時間額 198 円。同じ経済圏の最賃格差をみても、例えば東京と千葉で 94 円、東京と埼玉で 79 円、大阪と和歌山で 110 円、大阪と奈良で 101 円等の大きな差がある。最低賃金の差は、実際の賃金の差を生み、低賃金の地方から人を流出させる。つまり、地域から労働力と消費購買力が消え、地域社会の活力が失われる。かつて、賃金が低い方が企業を誘致しやすいと見ていた自治体でも、最近では、賃金格差をなくし、地元で働き続ける人が増えてほしいという立場に変わってきている。
- (3) 2013 年第 183 回国会では、デフレ不況脱却のための賃金引き上げの必要性についての質疑が活発に行われ、安倍首相は最低賃金については「引き上げに努力する」と答弁した。6 月 14 日に発表された、政府の「日本再興戦略」では、「全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、最低賃金の引上げに努める。その際、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を拡充する」と書き込まれた。7 月 2 日の中央最低賃金審議会の諮問の場では、厚生労働大臣が、「予測される 2% の物価上昇のもと、それを上回る賃金上昇につなげることで、消費の拡大を実現し、所得と支出、生産の好循環を形成する」「賃金の低い方々も含め、すべての所得層の賃金を上げないと、家計消費という景気回復の原動力が息切れし、景気が腰折れしかねない」とし、「最低賃金は引き上げるよう努力してもらいたい」と述べた。

■ 1-1 最低 652 円、最高 850 円。低水準で地域格差も大きい日本の最低賃金



2. 先進国では最低クラスの日本の最低賃金の水準

- (1) グローバル競争を理由に、最低賃金引き上げに反対する人もいるが、同じ経済グローバル化の影響下にある他の先進諸国の最低賃金の水準は、多くが日本よりかなり高い。
- (2) EU27 か国中、法定最低賃金制度があるのは、フランス、イギリス、スペイン、ベルギー、オランダなど20か国。スペイン以外は日本より水準は高く、1000円程度は珍しくない。ドイツ、イタリア、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、フィンランドなどは、全国全産業の労働者を対象とした法定最低賃金制度はないが、労働協約による最低賃金規制を未組織労働者にも拡張適用している（業種・職種によって最賃が異なるため、以下の表には一部例示）。ただし、近年は協約適用率が低下傾向にあり、ドイツでも法定最低賃金の必要性が議論されている。

■ 2-1 先進諸国の最賃は時間1000円以上、月20万円弱（購買力平価・為替レートの比較）

日本と欧米各国の最低賃金額

国名	時間額	購買力平価換算 (円)	月 額	年 額		改定発効	
				購買力平価換算 (円)	為替レート換算 (円)		
ベルギー(22歳以上)	€ 9.03	¥1,140	€ 1,472.42	¥185,856	¥188,337	2012.7	
フランス	€ 9.43	¥1,226	€ 1,435.72	¥186,598	¥183,643	2013.1	
ルクセンブルグ	€ 11.05	¥1,199	€ 1,801.49	¥195,455	¥230,429	2012.1	
オランダ(23歳以上)	€ 9.33	¥1,230	€ 1,456.20	¥191,835	¥186,263	2012.7	
アイルランド	€ 8.65	¥1,034	€ 1,503.37	¥179,710	¥192,296	2011.7	
イギリス(21歳以上)	£6.19	¥1,027	£1,075.82	¥178,517	¥161,664	2012.10	
(18~20歳)	£4.98	¥826	£865.52	¥143,621	¥130,062	2012.10	
スペイン	€ 4.31	¥650	€ 748.30	¥113,005	¥95,715	2013.1	
オーストラリア	\$15.96	¥1,196	\$2,635.16	¥197,393	¥262,356	2012.7	
ニュージーランド	\$13.75	¥1,059	\$2,389.75	¥184,111	¥194,956	2013.4	
カナダ(高額の州)	\$11.25	¥1,019	\$1,955.25	¥177,082	¥188,447	2012.5	
(低額の州)	\$9.50	¥860	\$1,651.10	¥149,536	¥159,133	2012.5	
アメリカ(全国)	\$7.25	¥817	\$1,260.05	¥142,016	¥123,951	2009.7	
ワシントン州	\$8.67	¥977	\$1,506.85	¥169,831	¥148,228	2009.7	
大統領公約	\$9.00	¥1,014	\$1,564.20	¥176,296	¥153,870	2013?	
ドイツ(ビル内清掃)	€ 8.82	¥1,238	€ 1,342.85	¥188,447	¥171,763	2012.11	
(派遣労働/西部)	€ 8.19	¥1,149	€ 1,246.93	¥174,986	¥159,494	2012.11	
(公共調達法・高)	€ 8.88	¥1,246	€ 1,351.98	¥189,729	¥172,932	2012.11	
(公共調達法・低)	€ 8.00	¥1,123	€ 1,218.00	¥170,927	¥155,794	2012.11	
日本	¥749(全国平均)			¥130,176		¥1,557,920	2012.10 ~11
	¥850(最高)			¥147,730		¥1,768,000	
	¥652(最低)			¥113,318		¥1,356,160	

注1 €1.00(ユーロ)=127.91円, \$1.00(米ドル)=98.37円, £1.00(英ポンド)=150.27円, CA\$(カナダドル)=96.33円

豪\$1.00(豪ドル)=99.56円, N\$1.00(ニュージーランドドル)=81.58円、(2013/3/12~2013/6/12:3ヵ月平均)

注2 ゴシックが設定基準。例えばベルギーは平均月額最低所得保障(RMMMG)と称する月額が基本。時間額はフルタイムの労働時間との比例で減額(法定週労働時間換算)して適用。ベルギー・ルクセンブルグ・豪週38時間、蘭36時間、仏独35時間、英米日西NZ40時間・月173.8時間換算

なお、月173.8時間の就労仮定は厚生労働省の計算方式による。日本のフルタイムの平均所定内労働時間は155時間/月前後。

注3 購買力平価は2010年のOECD推計値。対ドル当たり各国通貨(1\$=112.7円, 0.679£, 0.867仏€, 0.856蘭€, 1.50豪\$, 1.24加\$…)

注4 アメリカは全国一律の連邦最賃と州別最賃があり、ワシントンは最高。カナダは州別。英蘭ベルギーは標記外に低年齢層の減額最賃あり。

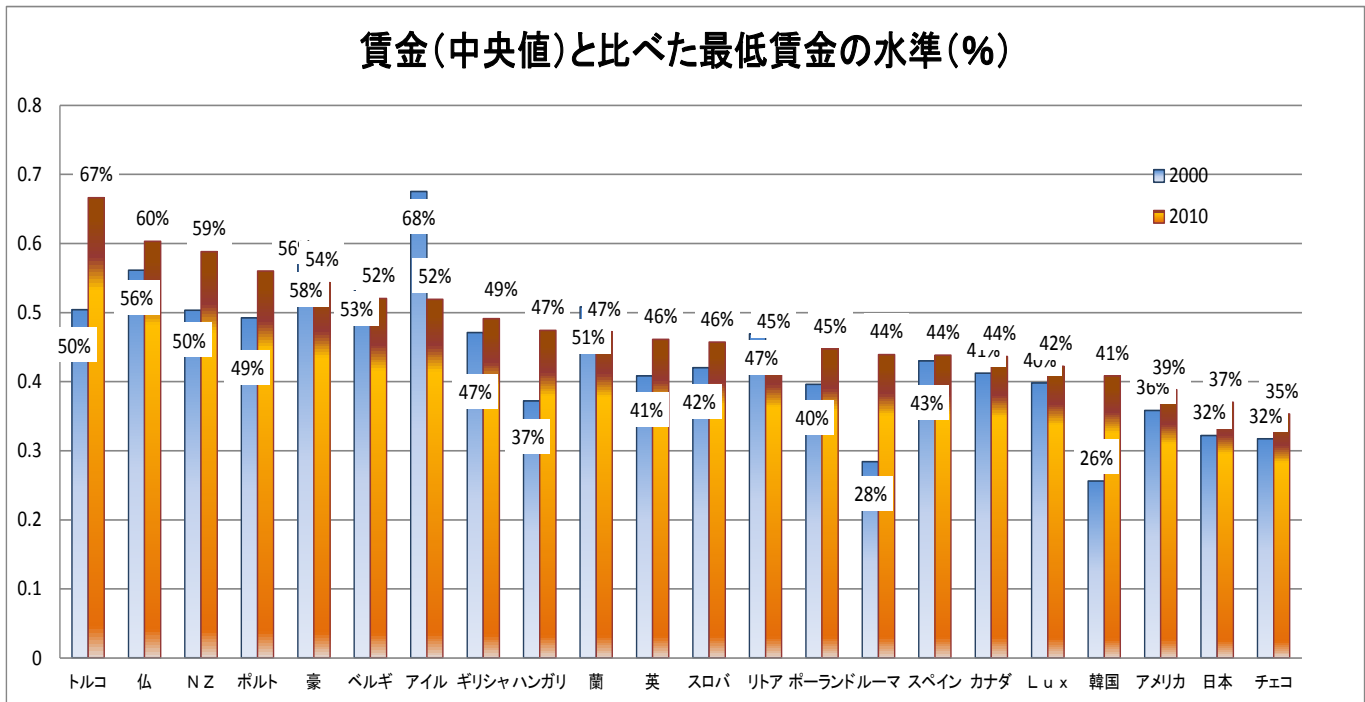
注5 ドイツは全産業対象の法定最賃はなく、特定産業(清掃、建設、派遣等)について派遣法、労働者送出处等に基づく最賃規制あり。

資料：各国政府のホームページ、OECD統計より作成。

※ 購買力平価(Purchasing Power Parity: PPP)は、ある国の通貨と他国の通貨との換算比率の一種。それぞれの通貨の購買力を、買える財やサービスの量を等しくなるように計算して求める。例えば、1商品だけで購買力平価を考えると、ビール1缶の値段が日本で200円、米国で70セントの場合、円とドルの購買力平価は1ドル=285.7円(200円÷0.7ドル)となる。国際比較の方法としては、為替レートによる通貨換算が一般的だが、為替レートは1)貿易の対象にならない国内の物価(教育、医療、建設、政府サービス等)が反映されず、2)投機や国家間の資本移動の影響を受けやすいという問題がある。そこで、国内の広い範囲の商品・サービスの価格を反映し、投機の影響を受けにくく安定性のある購買力平価によって通貨を換算する意義がある。商品価格を基準にするため、生活実感に近い値が求められるメリットもある。為替の換算を伴う長期計画や、経済規模や賃金水準の国際比較などに使用される。

(3) 各国内の一般的な賃金との対比においても、日本の最低賃金は低水準である。EU内でも国によって最賃の位置づけには差があるが、EU議会は最低賃金を一般的な賃金・中央値の60%とすることを目標にしている。

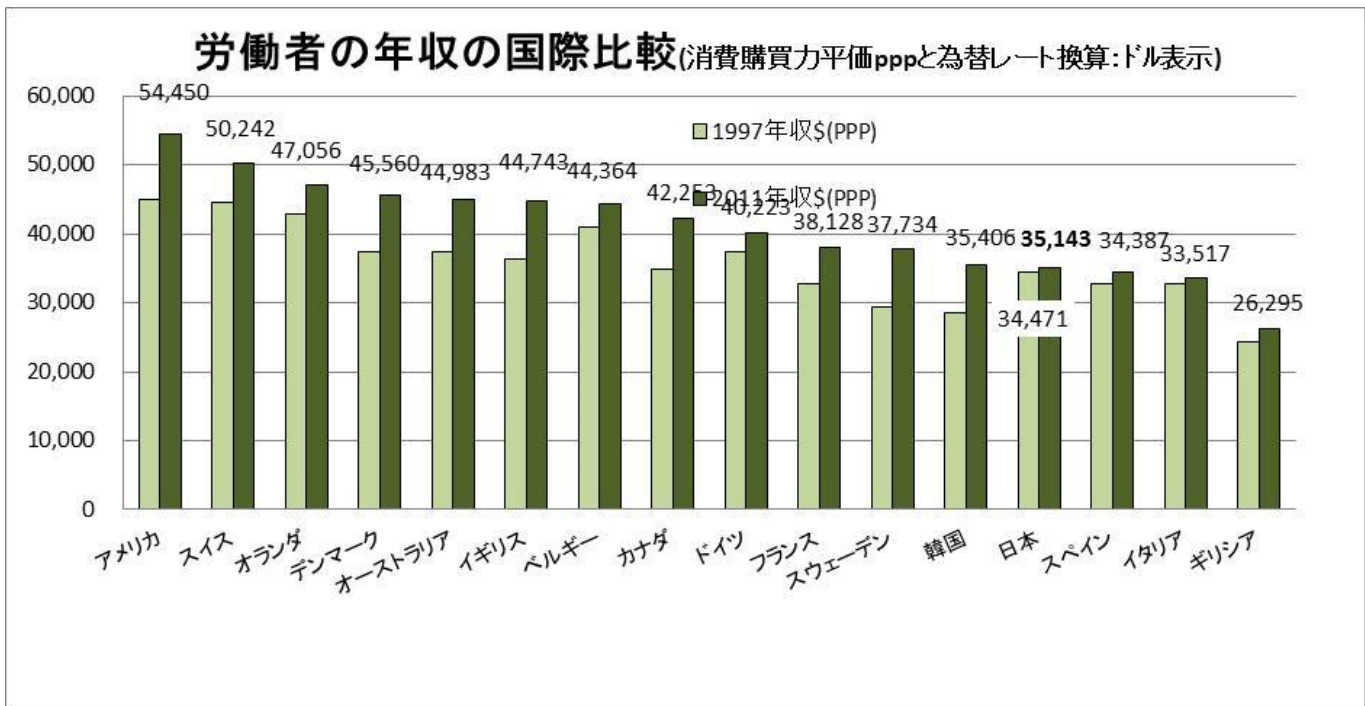
■ 2-2 日本の最賃は一般的な賃金水準（中央値）の37%



注1. 日本は10年で5%ポイント改善。少しだが引き上げてきている上に、比較する一般的な賃金水準が下落しているから。
資料：OECD統計より作成

(4) 日本は最賃のレベルが低いだけでなく、平均賃金の水準も高くはない。

■ 2-3 平均年収（年間賃金）も諸外国に比べて高くはない



資料：OECD統計より作成

(5) 他の先進国の最賃のレベルは、日本の賃金にしてみると大卒初任給に近い。

■ 2-4 日本の最賃・パート時給・初任給等の比較。諸外国の最賃ラインをあてはめてみよう。

表 最低賃金、公契約最賃、初任給、所定内賃金等の比較

	時間額	月額
民間大卒男性正社員の所定内賃金(平均41.1歳、勤続12.6年)	2,577	399,400
※公共工事設計労務単価(51職種平均日額16,726円)	2,158	334,520
★川崎市公契約最賃 *公共工事(積算単価の9割:51職種平均)	1,942	301,068
★野田市公契約最賃 *公共工事(積算単価の8割:51職種平均)	1,727	267,616
民間短大卒女性正社員の所定内賃金(平均38.2歳、勤続8.9年)	1,583	245,300
○25歳単身男性の最低生計費(各地の試算より)	1,484	230,000
★野田市公契約最賃 *施設の設備又は機器の運転・管理、保守点検	1,410	218,550
民間大卒初任給 男性	1,323	205,000
民間大卒初任給 女性	1,277	197,900
○生活保護費+勤労経費(控除7割)+税・社会保険料	1,072	160,829
民間高卒初任給 男性	1,028	159,400
★野田市公契約最賃 *施設の警備及び駐車場の整理	1,010	156,550
★野田市公契約最賃 *電話交換、受付・案内、文化会館の舞台設備又は機器の運転	1,000	155,000
★時給1,000円ライン	1,000	155,000
民間高卒初任給 女性	979	151,800
女性パート時給	973	150,815
本来の国家公務員高卒初任給(行政職俸給表1:地域手当支給無し地域)	904	140,100
★多摩市公契約最賃(業務委託)	903	139,965
★新宿区公契約最賃(業務委託「区発注の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」)	900	139,500
賃下げ法適用の国家公務員高卒初任給(行政職俸給表1:地域手当支給無し地域)	861	133,418
地域別最賃(東京) 2012年10月改定	850	131,750
地域別最賃(島根、高知) 2012年10月改定	652	101,060

注:設計労務単価の月額額は20日稼働で計算。時間額は労働時間155時間で計算。
 出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年版)、国土交通省「公共工事設計労務単価」

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、公契約条例制定自治体のホームページ掲載データ等より作成

3. アジア諸国も、最低賃金を大幅に引き上げている

(1) 日本に比べ、アジア諸国の最低賃金の水準はまだかなり低いが、各国とも、急速に金額を引き上げている。経営者の中には慎重論もあるが、各国政府はそれを押し切って実施し、結果的に経済成長にプラスの効果をもたらしている。アジア諸国の中でも賃金水準にはかなりの格差があるが、「低賃金の隣国との競争に勝つため最低賃金を下げるべき」という政策論調はみあたらない。この点、日本の経済界の発想はアジアでも異端である。

- 中国は、2015年まで、最低賃金を毎年13%(対前年比)引き上げる「5カ年計画」を発表し、実行している。2012年は1~9月に平均19.4%の改善を行った。15年には対10年比で2倍となる。
- インドネシアは、2009年に10%(対前年比)、2010年4.5%(同)、11年15.4%(同)、12年13%(ジャカルタは18.5%)と引き上げてきた。月額220万ルピア(19,316円)になった。
- タイは、今年4月から全国一律最賃を40%(対前年比)引き上げ。日額300バーツ(約810円)とした。
- ベトナムは2011年から3~6割引き上げている。2013年も1月から16~18%引き上げた。ホーチミン市で月額200万ドン(8140円)。2008~11年の3年間でハノイ市とホーチミン市の外資系企業に適用される最賃は2倍になった。
- マレーシアでは、2012年に首都圏などで月額900リンギット(24,906円)、島しょ部で800リンギット、平均賃金の49.9%保障の最低賃金を実現した。労働組合は大規模ストライキで大幅引き上げを主張した。

■ 3-1 アジア諸国は、最近になって最賃を大幅に引き上げている

表 アジア諸国の最低賃金額の推移

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2012 円 為替レート	
中国 ⁶⁾ CHN							(元/月)(Yuan/month)			
深圳市/Shenzhen	380	547	690	1,000	1,000	1,100	1,320	1,500	¥24,562	16.3749
天津市/Tianjin	210	—	590	820	820	920	1,160	1,310		
上海市/Shanghai	270	—	690	960	960	1,120	1,280	1,450		
北京市/Peking	240	—	580	800	800	960	1,160	1,260		
韓国 ⁷⁾ KOR							(ウォン/時間)(Won/hour)			
	1,275	1,865	3,100	3,770	4,000	4,110	4,320	4,580	¥412	0.09
	10,200	14,920	24,800	30,160	32,000	32,880	34,560	36,640		
タイ THA							(バート/日)(Baht/day)			
	145	162	181	—	—	—	—	—	3.3055	
(バンコク/Bangkok)	—	—	—	203	203	206	215	300		
フィリピン ⁹⁾ PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)						(ペソ/日)(Peso/day)			
非農業/Non-agriculture	145	250	325	382	382	404	426	456	¥1,081	2.37
農業/Agriculture	135	213	288	345	345	367	389	419		
インドネシア ¹⁰⁾ IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)						(ルピア/月)(Rupiah/month)			
	4,600	286,000	711,843	972,605	1,069,865	1,118,900	1,290,000	1,529,150	¥15,292	0.01

資料出所 各国労働省及び統計局資料、カナダ：各州政府労働担当部署ウェブサイト

- (注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値、2002年度以降より時間額表示。
 6) 深圳市、天津市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。北京市は2013年1月より1400元。
 7) 毎年1月1日に改定。2013年1月1日より4,860ウォン/時間に引上げ。
 8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300バートの改定(バンコクほか7県は据え置き)。
 9) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2012年の改定は2段階で、6月に20ペソ、11月に10ペソ引き上げられた。
 10) 1995年のみ日額表示。2013年1月より2,200,000ルピア/月に改定。

資料：独立行政法人 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2013」より

4. 「日本の最賃、最低生活水準に満たない」と国連・社会権規約委員会が懸念

(1) 世界人権宣言の内容を条約化した国際人権規約の柱のひとつが「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」である。規約の適用状況を調査し、改善を働きかける、社会権規約委員会が今年5月17日に採択した「日本の第3回定期報告書に関する総括所見」において、日本の最低賃金の水準が、生活保護給付や最低生計費などを満たすにいたらないことに懸念を表明し、改善を勧告している。

■ 4-1 社会権規約委員会、日本の最賃に懸念。改善を勧告

・「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会」(社会権規約委員会)が第50会期(2013年4月29日～5月17日)に採択した、「日本の第3回定期報告書に関する総括所見」で最低賃金の改正を求めている。

C. 主要な懸念事項および勧告

18. 委員会は締約国内の最低賃金の平均水準が最低生存水準及び生活保護水準を下回っていること、並びに生活費が増加していることに懸念を表明する。(第7条、第9条、第11条)

委員会は締約国に対して、労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する。また、委員会は、締約国に対して、次回定期報告の中で、最低賃金以下の給与を支払われている労働者の割合に関する情報を提供するように要請する。(※下線はアピール事務局が付加。外務省仮訳を基本に decent living は別訳をあてた)

※「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約：通称A規約)」

第7条 公正かつ良好な労働条件を享受する権利。公正な賃金、いかなる差別もない同一価値労働同一賃金、男女の平等、労働者及び家族の相応な生活を保障する報酬。安全かつ健康的な作業条件。昇進の機会均等。休息、余暇、労働時間の合理的制限、有給休暇、公の休日についての報酬の支払。

第9条 社会保険その他の社会保障についての権利。

第11条 相当な生活水準に対する権利。飢餓から免れる権利。食糧の生産・分配の改善。食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の均衡な分配を確保。

(2) 国連は、日本の「最賃決定の考慮要素」について、何を見直すべきと主張しているのか？…日本の最低賃金法には最低賃金の金額決定の考慮要素のひとつに、「事業の支払い能力」というものがある。この規定により、審議会では使用者側委員が、個別企業の事情を持ち出し、1円の引き上げにも厳しさを言いつのり抵抗する。他国の制度では、マクロ経済的にみて、最低賃金を引き上げすぎることが、大量の雇用減少を招いたり、経済成長を阻害しないかどうかをチェックするといった視点はあがるが、支払い能力論はない。

■ 4-2 「事業の支払い能力」規定は日本だけ。なくすべき ～金額決定の考慮要素の問題

	賃金水準	社会保障給付	労働者家族のニーズ	インフレ・生計費	雇用率	経済動向	労働生産性	事業の支払い能力	基準なし
日本	○	○※		○				○	
中国	○	○		○	○	○	○		
韓国			○	○			○		
カナダ	○					○			
米国									○
フランス	○		○	○		○			○
ドイツ									○
英国						○			
オランダ	○	○			○				

表1 最低賃金決定の法定要素(Eyraud(2005)pp31-39)を一部改変
 ※生活保護に係る施策との整合性を配慮

資料：「月刊全労連」2013年5月号 丸谷浩介佐賀大学教授論文より

(3) 日本の最低賃金の金額決定の考慮要素は、日本が批准しているILOの最低賃金決定条約からも外れている。ひとつは生計費原則の視点が弱いこと。もうひとつは、世界に類をみない「事業の支払い能力」規定があること。

■ 4-3 国際労働機関ILOの最低賃金の考え方

1970年の最低賃金決定条約（第131号：開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約）

日本は1971年4月29日批准。

・この条約の批准国は、雇用条件に照らして対象とすることが適当な賃金労働者のすべての集団に適用される最低賃金を決定し、かつ随時調整できる制度を設置する。制度の対象集団の決定は権限ある機関が、関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う。

最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素には、可能かつ適当である限り、次のものを含む。

- 「1. 労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの
 - 2. 経済的要素（経済発展上の要請、生産性水準並びに高水準の雇用を達成・維持する必要性を含む）」
- また、最低賃金は、法的効力を有するものとし、引き下げることができないとしている。

1970年の最低賃金決定勧告（第135号）

・最低賃金の決定の目的として、「最低賃金の決定は、貧困を克服すること並びにすべての労働者及びその家族の必要を満たすことを企図する政策の一の要素をなすべきである」としている。

・最低賃金の水準を決定するにあたり、なかでも、次の基準に考慮を払うべきであるとされている。

- 「(a) 労働者及びその家族の必要、(b) 国内の賃金の一般的水準、(c) 生計費及びその変動
- (d) 社会保障給付、(e) 他の社会的集団の相対的な生活水準、(f) 経済的要素（経済開発上の要請、生産性の水準並びに高水準の雇用を達成し及び維持することの望ましさを含む。）」

※企業の支払い能力という視点は無い。

・最低賃金決定は、以下の各種の形態をとることができる。

- 「(a) 法令、(b) 権限のある機関の決定、(c) 賃金委員会又は賃金審議会の決定、
- (d) 労働裁判所又は労働委員会 (e) 労働協約の規定に対する法的効力の付与」

(4) 日本でも2007年に行われた最低賃金法改正にかかわる議論で、金額決定の考慮要素を改善しようとした。しかし、生活保護との整合性をはかることで生計費原則を若干補強したこと以外は実現しなかった。

■ 4-4 日本の最低賃金法改正（2007年12月制定）をめぐって取り上げられた論点

- 1) 「支払能力」論の見直し論が浮上 ⇒ 使用者側の反発で削除
 - ・最賃の「水準はあくまでも労働者にとってそれ以下に賃金が下がっては困る、という水準として決められるべきであって、企業がその賃金を払えるかどうかということは、基本的には、考慮の外にあるはず」、であって「これ以下の賃金では困るという最低賃金が決められた場合、それを払えない企業は労働市場から退出してもらわなければならない」（「あり方研究会」ヒヤリング清家慶応大教授）。
 - ・「ILOがなんといおうと、関係ない。支払能力をいれなければ合意しない」（使用者側委員）
- 2) 生活保護基準との整合性
 - ・「最低生計費という観点やモラル・ハザードの観点、さらには生活保護制度において自立支援がより重視される方向にあることを踏まえると、単身者について、少なくとも実質的にみて生活保護の水準を下回らないようにすることが必要であると考えられる」（「研究会報告」）
- 3) 目安制度の参考指標の改善
 - ・地域別最低賃金の水準が低くなってしまったのは目安制度が規模30人未満の小企業の賃金動向を重視してきたためであり、そうではなく、一般の労働者の賃金動向を反映させるべきである。賃金分布のあり方などもきちんと検討すべき。（目安全員協議会報告、最賃部会公益試案）

(5) 前述のように、日本の最低賃金制度は2007年末の法改正で生計費原則が強化され、生活保護との整合性がはかれるようになった。ところが、その法改正の趣旨をゆがめる運用がなされている。最低賃金と生活保護とを比較する計算方法に、様々なごまかしを持ち込み、両制度の適正な比較衡量ができないようにしている。こうして、最低賃金の水準は、国連が懸念するとおり、最低生活保障ができない低水準に据え置かれている。この計算方法を改善する必要がある。

■ 4-5 最低賃金審議会で活用されている「最低賃金と生活保護との比較算定方法」の問題点

<最賃を大きく見せかけている>

- ① 働時間は長く算定
(使用者意見の月173.8労働時間を使用)
- ② 税金と社会保険料の控除も少なく算定
(沖縄の最賃額と公課負担率を全国に適用)

<以下のように改善すべき>

- ⇒173.8時間では残業時間込みの平均労働時間に近い
所定労働時間の実態をふまえ月150時間にすべき
- ⇒各地の実態をふまえるべき

<生活保護を少額に見せかけている>

- 労必要経費（勤労控除）は不算入
- ④ 生活扶助は少なく算定
(保護の「級地」を人口加重平均を使用)
 - ⑤ 住宅扶助を少なく算定
(生保受給者の実際家賃を使用)

- ⇒労働者の生計費試算だから含めるべき
実務との矛盾が生じている。
- ⇒県庁所在地での値を用いるべき
- ⇒制度の基準額を用いるべき

(6) 日本の最低賃金制度のもうひとつの問題は、審議会の委員構成や公開性、意見陳述等の運用の問題である。中央最低賃金審議会は、低賃金で働く当事者の声を聞こうとしない。地方の審議会でも意見陳述を実施しているところは半数に満たない。具体的な改定額を議論する審議会の一部の例外をのぞけば、ほとんどが非公開とされている。任命される委員は、特定の労働団体が推薦した人物ばかりで、その他の労働団体は排除している。任命問題ではILOから、結社の自由原則に反する労働組合間差別や、委員の代表制が疑われるとして、是正勧告を何度も受けているが日本政府は正さない。

■ 4-6 ILOは日本の審議会の差別的任命の解消を求めている

2013年ILO総会に向けた条約勧告適用専門家委員会報告（日本案件）部分

(略) 全労連は中央及び都道府県最低賃金審議会から全労連は構造的に排除されているとしている。使用者代表のメンバーが三つの主要な団体から任命されているのに対し、連合とその加盟組織からの推薦のある者のみが労働者代表のメンバーとして任命されているとしている。

その回答において政府は、最低賃金法第23条並びに最低賃金審議会規則第3条の定められた手続きに則って労働者代表は任命されていると述べたのみである。

政府の説明に留意し、委員会は以下の点に関する情報を提供するよう求める：(略) (iii) 審議会の代表性を増強するために、異なる労働組合連合から最低賃金審議会の労働者委員を任命することの可能性について検討したかどうか。

5. 全国一律制度こそが世界の主流

(1) ILO 調査報告（2005年）によれば、調査対象国101カ国中、59カ国58%が全国一律制度である。

(2) 地域別最低賃金制を採用しているのは9カ国（9%）。発展途上国か連邦国家で面積が大きく、各地域の経済的な完結性が高く、かつ地域間の格差が大きい国で見られる。中国の39、インドネシアの30、カナダの12と比べて、日本のように面積が狭いのに地域別設定が47もあるのは例外。

■ 5-1 世界の最賃制をみると全国一律が主流

表1 世界の最低賃金制

地域	全国一律最賃	地域別最賃	部門別・職業別最賃	協約最賃
アジア・オセアニア	オーストラリア インド 韓国 ラオス ネパール ニュージーランド パキスタン バプアニューギニア タイ ベトナム	中国 インドネシア 日本 フィリピン	バングラデシュ カンボジア フィジー インド 日本 マレーシア ネパール パキスタン フィリピン ソロモン諸島 スリランカ	フィジー インド マレーシア パキスタン
アフリカ	アルジェリア アンゴラ ブルキナファソ チャド ガボン ガーナ ギニアビサウ	マダガスカル モロッコ モザンビーク ナイジェリア サントメ・プリンシペ セネガル チュニジア	ボツワナ レソト モーリシャス 南アフリカ	ボツワナ ナミビア 南アフリカ
北・中南米	アルゼンチン バハマ ボリビア ブラジル チリ コロンビア ハイチ パラグアイ ペルー トリニダード・トバゴ ウルグアイ 米国	カナダ メキシコ パナマ ベネズエラ	ベリーズ コスタリカ キューバ ドミニカ エクアドル エルサルバドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ ニカラグア パナマ パラグアイ	
中東	イスラエル レバノン	シリア		
欧州	アルバニア ブルガリア チェコ エストニア フランス ハンガリー アイルランド ラトビア リトアニア ルクセンブルク マルタ	オランダ ポーランド ポルトガル ルーマニア ロシア連邦 スロバキア スロベニア スペイン トルコ イギリス	キプロス チェコ マルタ	オーストリア ベルギー フィンランド ドイツ ギリシャ アイスランド イタリア スウェーデン スイス
	59	9	30	16

(注) カボベルデ、サウジアラビア、シンガポールには最低賃金制が存在しない。
 (出所) Eyraud and Saget, "The fundamentals of minimum wage fixing" (ILO, 2005)、ILOデータベース。

(3) ILO は調査報告で日本の最低賃金制は特異と指摘。ILO 第 135 号勧告では「単一の最低賃金に基づく制度は、「生計費の差を考慮するため異なる地域又は地区において異なる最低賃金率を決定することと両立しないわけではない」と言っており、日本の地域別最賃制度が条例違反となるとはみていないが、調査報告では、複数の最低賃金が、最低賃金制を変質させる可能性もあるとみている。

こうしたこともあり、2013 年の条約勧告適用専門家委員会は、「(ii) 各県ごとに別個の最低賃金額を定めるシステムを維持することの利点と不利益点に関するより詳細な公式報告書や研究」について、日本政府に情報提供を求めている。

(4) 複数最低賃金を設定してきた国では、貧困根絶と格差是正に向け、最低賃金制の役割を強化するために、最低賃金の設定数を減らして全国一律の方向に進んできた。フランスは 1970 年に全国一律制 (SMIC) を導入、ブラジルは 1984 年に 20 州でそれぞれ設定していた地域別最低賃金を廃止して全国一律制を導入した。同様の制度改正は、インドとパキスタンで 1996 年に行われた。イギリスでは 1998 年に導入された。

(5) 日本でも地域別賃金格差の弊害に対する問題意識が広く共有されつつある。最低賃金の低い CD ランク地方では、労働組合だけでなく、行政や使用者側からも格差是正の声があがるようになってきた。また、労働組合が実施した「最低生計費試算調査結果」が、「せめてこれだけは保障すべき最低の生計費」は、地域によって差がないことを証明したことも、全国一律最賃制度を求める声を後押ししている。

■ 5-2 賃金格差は震災復興の妨げになる！大幅引き上げと全国一律最賃を求める東北の声

厚生労働省ヒアリング資料

2013 年 5 月 30 日

東日本大震災被災地域・東北地方の労働事情について

全労連東北地方協議会

デフレ不況からの脱却、景気・雇用対策は、労働者・国民にとっての最優先の課題となっています。労働者の賃金引き上げ・家計の改善と中小企業の経営安定に資する事業がおこなわれることで、デフレ不況からの脱却と地域経済の復興がすすむものと考えます。

東北 6 県の県労連は各県を共同で巡回し、最低賃金引き上げをもとめ、県知事や経済・商工団体への要請・懇談などを行っています。今年 5 月 20 日から実施しました。この中で、行政関係者からは「最低賃金の格差が拡大してきている。従来どおりの発想で低賃金を売りにして企業誘致をはかろうとしても、労働者が出て行ってしまふ。賃金の底上げと格差の是正を行う必要がある。格差解消を具体的に国に要望したい」との声があがり、経済団体からは「賃金の底上げは大事だと考える。低い賃金では労働者が集まらない。『最賃』と聞くと構えてしまう場面はあるが、地域経済活性化の考え方は基本的に同じだ」との意見が出されました。また、秋田県では 25 市町村議会のうち 21 議会が「最低賃金引き上げ」の意見書を採択しています。

円安・株高傾向から、景気が良くなっているかの報道がされていますが、東北地方を見る限り、労働者の雇用と賃金の改善には波及していません。被災地および周辺の景気を牽引することが期待された東日本大震災からの復興事業も、お金は投じられているのですが、現場労働者には届いていません。国と自治体の施策や民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

全国ベースでみると労働者の 36% は非正規雇用で働き、4 人に 1 人は年収 200 万円未満といわれます。東北地方の非正規雇用率は震災前までは 32% 程度でしたが、34% へと増えつつあります (労働力調査 24 年度結果)。被災地での生活再建をあきらめて他地方へ出て行く労働者も多いのですが、被災地にふみとどまってがんばろうとしている労働者も、低賃金ゆえに生活困窮に陥る実態にあります。まともな賃金を得られる正規雇用の求職は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難です。やむなく生活保護を申請する人も増えています。

周知のとおり、今の最低賃金は、最も高い東京でも時給 850 円ですが、東北では最高額の宮城が 685 円、福島 664 円、青森・秋田・山形 654 円、岩手 653 円です。賃金の底支えどころか、賃金抑制の役割をはたしています。地域間格差も

大きな問題であり、過去 10 年間で東京と東北の最低額との格差は平成 15 年度で 103 円/時間だったものが、平成 24 年度では 197 円/時間に拡大しています。この状態が続けば若者の県外流出を止めることは困難です。

被災地における事業再建は大変ですし、経営者も苦勞されていることはわかりますが、だからといって今の低い最低賃金の水準で募集を出されても、生活再建に役立たないため、人は集まりません。昨年の東北地方に対する 4 円の目安に対して、東北地方の新聞社説が厳しかったのも、こうした事情があるからです。

低すぎる最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いため、中小企業支援策を拡充しつつ、最低賃金を引き上げれば、財・サービスに対する需要が増え、中小企業の仕事も、雇用も拡大します。

経済グローバル化でアジアとの競争が激化した以上、賃金の抑制もやむを得ないとの議論もありますが、同じグローバル経済下にある先進国は、多くが最低賃金を 1,000 円以上とし、平均賃金を毎年引き上げて内需を守っています。アジア諸国も、最近は最低賃金を 15~40%も大幅に引き上げたり、制度の新設を進めてきています。

公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価が通用する社会にすることが大切であると考えます。

こうしたことを踏まえますと、最低賃金の大幅引上げ、全国一律最低賃金制度の確立も展望した格差の是正、支払い側の理解が得られるよう中小零細業者の経営支援を強化することが求められていると考えます。

(6) 佛光大学の金澤誠一教授は、労働組合の協力を得て、各地の 25 歳単身者の最低生計費を試算している。家具・家事用品、被服・履物、教養娯楽耐久財、理美容用品など持ち物は、一般労働者の「持ち物財調査」に基づき、7 割以上の方が保有している物を把握し、「価格調査」で把握した安値で金額を計算して国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で割って月額を算出。食費は、総務省「家計調査」の第 1 五分位層の 100g 当り消費価格を食品群別に計算し、必要なカロリー・栄養を満たす摂取量をかけて金額を算出。住宅は住宅情報等から 25 m²の安いアパートの価格を把握する等して、必要な費目を積み上げた結果が下の表である。地方により家計費目には個性があり、例えば、東京では住居費が高い一方、交通費は安く、地方では住居費が安い公共交通が充実しておらず、中古の自動車を保有するなどして交通費がかさむ、といった違いがみられる。しかし、総額ではどの地方も、税・社会保険料こみで月額 23 万円、年収 270 万円は必要との結果となっている。

■ 5-3 最低生計費試算 地域で費目による金額の違いはあるが、総額は変わらない

25歳単身男性の最低生計費試算結果 (単位:円)

最貴ランク⇒	岩手県 北上市	福島県 会津若松市	首都圏 さいたま市	静岡県 静岡市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市	長崎県 大村市	徳島県 徳島市	各地の 平均
	D	C	A+B	B	A	B	D	D	
消費支出計	170,561	172,997	174,406	173,549	167,316	159,945	163,566	161,363	167,963
食費	40,822	40,822	39,564	38,695	41,194	41,658	42,194	39,521	40,559
住居費	30,000	30,000	54,167	42,000	47,000	40,770	30,000	36,000	38,742
水道光熱費	9,017	9,017	6,552	6,993	7,837	6,998	7,546	7,012	7,622
家具・家事用品	3,362	3,417	3,881	2,686	3,856	4,793	3,401	3,841	3,655
被服・履物	5,232	5,689	7,548	5,838	4,764	9,538	4,654	7,381	6,331
保険・医療	2,465	2,465	2,465	2,420	2,465	2,674	2,465	2,492	2,489
交通・通信	40,252	42,252	18,214	40,082	18,635	14,995	35,550	34,391	30,546
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	16,608	16,650	18,273	15,417	17,187	20,397	16,522	10,679	16,467
理美容品費	2,586	2,518	3,275			2,871	3,067	2,962	2,160
交際費・その他	20,217	20,167	20,467	19,418	24,378	15,252	18,167	17,084	19,394
非消費支出	40,294	42,603	42,395	44,835	39,223	43,387	39,047	42,515	41,787
予備費	17,000	17,000	17,000	17,335	17,000	16,000	16,000	16,000	16,667
理論最低生計費(税込月額)	227,855	232,600	233,801	235,719	223,539	219,332	218,613	219,878	226,417
理論最低生計費(税込年額)	2,734,260	2,791,200	2,805,612	2,828,628	2,682,468	2,631,984	2,623,356	2,638,536	2,717,006
150時間換算	1,519	1,551	1,559	1,571	1,490	1,462	1,457	1,466	1,509
173.8時間換算	1,311	1,338	1,345	1,356	1,286	1,262	1,258	1,265	1,303

全労連調べ：徳島は2012年、静岡、長崎、愛知は2010年、岩手、福島は2009年。首都圏は2008年調査

注：時間当換算は①月150時間(年1800時間)②155時間(平均所定内実労働時間)③法定労働時間上限173.8時間等の考え方がある。

6. 日本でも先進諸国の最賃水準・全国一律制は実現できる！ ～イギリスの経験に学ぶ

(1) 労使自治の気風が根強いイギリスでは、労働組合は団体交渉の拡大を追求し、80年代は労働組合が法定最賃に消極的だった。しかし、79年以降の保守党政権の規制緩和政策のもとでワーキング・プア問題が深刻化。労働党が97年に政権につくと公約だった全国一律最低賃金制度を実現した。

(2) イギリスの最賃は3段階方式からスタートし、4段階方式に。22歳以上の一般(Adult最賃)、18～21歳、16～17歳、見習い最賃で構成されている。

(3) 最低賃金の改定は低賃金委員会が「イギリス経済全体およびその競争力」への影響を考慮し提案するものとされている(第7条)。低賃金委員会は、1.雇用・所得等に対する影響、経済情勢・雇用状況・平均賃金の上昇率、2.最賃の影響を受けやすい低賃金業種の企業アンケートと地方のヒアリング、3.外部委託研究の結果、4.政府・労使などの関係組織からの意見聴取などをもとにしながら、改定額を検討する。決定においてとりわけ重視されているのは、雇用の増減や平均賃金額・中央値の伸び率、また物価上昇率などである。

制度導入時、雇用への悪影響が懸念されたため、生計費の観点からは希薄であり、影響される労働者の数と、平均賃金に対する比率が重視されてきた。その点について、労働組合や市民団体からは批判があり、対抗的に、生計費研究から水準額を決める一種の最賃制度である、ロンドン・リビング・ウェイズが考案実施されている。

■ 6-1 イギリスの最賃推移 低額からスタートし着々と改善

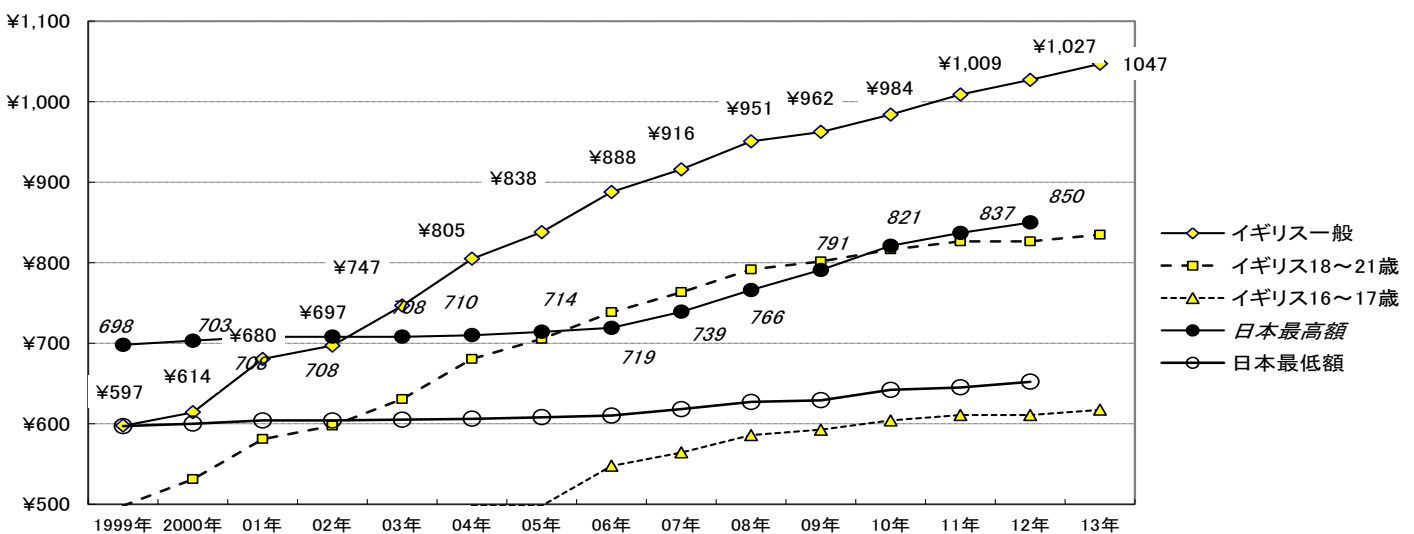
表 イギリスにおける最低賃金の推移 1£ = 165.9円

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年
21歳以上 (円換算)	£3.60 ¥597	£3.70 ¥614	£4.10 ¥680	£4.20 ¥697	£4.50 ¥747	£4.85 ¥805	£5.05 ¥838	£5.35 ¥888	£5.52 ¥916	£5.73 ¥951	£5.80 ¥962	£5.93 ¥984	£6.08 ¥1,009	£6.19 ¥1,027	£6.31 ¥1,047
引き上げ率 対前年増額(円)		2.78% ¥17	10.81% ¥66	2.44% ¥17	7.14% ¥50	7.78% ¥58	4.12% ¥33	5.94% ¥50	3.18% ¥28	3.80% ¥35	1.22% ¥12	2.24% ¥22	2.53% ¥25	1.81% ¥18	1.94% ¥20
18～20歳 (円換算)	£3.00 ¥498	£3.20 ¥531	£3.50 ¥581	£3.60 ¥597	£3.80 ¥631	£4.10 ¥680	£4.25 ¥705	£4.45 ¥738	£4.60 ¥763	£4.77 ¥792	£4.83 ¥801	£4.92 ¥816	£4.98 ¥826	£4.98 ¥826	£5.03 ¥835
引き上げ率		6.67%	9.38%	2.86%	5.56%	7.89%	3.66%	4.71%	3.37%	3.70%	1.26%	1.86%	1.22%	0.00%	1.00%
16～17歳 (円換算)						£3.00 ¥498	£3.00 ¥498	£3.30 ¥548	£3.40 ¥564	£3.53 ¥586	£3.57 ¥592	£3.64 ¥604	£3.68 ¥611	£3.68 ¥611	£3.72 ¥617
引き上げ率							0.00%	10.00%	3.03%	3.82%	1.13%	1.96%	1.10%	0.00%	1.09%

注:2009年までは最賃適用の年齢階層は22歳以上、18～21歳だったが、2010年に一般最賃が21歳以上に改正された。

£1.00(英ポンド) = 165.94円(2010年OECD購買力平価)、為替レートでは152円

1999年以降の日本とイギリスの最賃時間額の推移 (円表示)



資料：イギリス低賃金委員会ホームページ掲載資料とOECD統計より作成

(4) 「未満率」(最低賃金額改正前に、最低賃金額を下回っている労働者割合)は毎年1%。最賃未満の賃金水準の雇用者の約3分の2は女性、雇用形態ではパートが6割を占める。人種別にはパキスタン・バングラデシュ系を中心とするエスニック・マイノリティ、年齢では65歳以上や20代以下、障害者が多い。企業規模別では小規模企業、業種では小売業、飲食店・宿泊業およびソーシャル・ケアに、低賃金労働者は多い。

最低賃金の導入は、これらの層に積極的影響を及ぼしている。99年当初、賃金が底上げされた労働者は200万人で、それ以降の影響率は平均4~5%、約100万人前後である。引き上げるにつれ、影響率は微増傾向にある。この間、低賃金業種・小規模・零細企業(49人以下)を中心に雇用は改善し、求人も増加してきた。女性やエスニック・マイノリティ、障害者の雇用も、この間で増加し、最賃引き上げによる悪影響は見られない。また、低所得層では男女間の賃金格差が顕著に縮小している。これは女性パート労働者の賃金水準が向上したためと考えられる。同様に、エスニック・マイノリティについても、低所得層を中心に所得水準が改善している。

(5) 政府は最賃制導入について、従来、公的所得保障を併用することで低賃金を活用していた企業に対し、適正な賃金の支払いをさせることにより、財政負担を軽減することを目的の一つに掲げていた。そのため、中小企業支援策などはとっていない。最賃制度は「福祉から就労へ」という就業促進プログラムの一環として位置づけられ、低所得層への就労に関連付けた税額控除制度(Working Tax Credit)の実施とならんで、失業者にとって就労が魅力的となるような賃金・所得に関する施策となっている。

つまり、最低賃金額を適正な水準に保つことは、求職者給付(失業手当)や就労不能給付(障害者手当)などの受給者を就業へと促し、これを通じて一方では社会保障支出の削減、他方ではいわゆる社会的排除によって就業・教育などの面で不利な立場に置かれた人々の状況を改善することが志向されているといえる。

なお、現在の最低賃金額は、所得補助や求職者給付など各種給付制度の週当たり支給額より高いため、基本的には給付水準と最低賃金額が関連付けて論じられることはないとされている。

財政改善の効果について、低賃金委員会の報告書には、毎年の最賃額の改定がもたらす財政改善の効果が推計されている。最賃が2010年の改定額5.93ポンドへと改定されれば、所得税が1億100万ポンド増収、社会保険料が5300万ポンド増収となり、他方で社会保障給付は8400万ポンド削減されることが推計されている。併せて、2億3,800万ポンドの政府財政への寄与が期待されている。

(6) まとめていえば、以下の評価が確立している。

- ・全国最低賃金制度が、低賃金層の賃金水準向上に寄与したことは、統計や研究などから明らかである。
- ・雇用は減らなかった。特にコスト負担が心配された中小企業で雇用はむしろ増えていた。
- ・中央、地方政府の財政に寄与した。
- ・これらより、制度導入時のような激しい反対は、保守党や使用者側からもでなくなった。もちろん、毎年の改定にあたり、労使の意見の対立はであるが。
- ・BBC特集番組「最初は反対が多かったけれど、導入後、誰もが賛同する政策となった」と報道

7. 中小企業支援策とセットで最賃大幅引き上げを実施した事例~アメリカとフランス

(1) とはいえ、イギリスの成功を紹介しただけで、日本の中小企業家が納得してくれる可能性は低い。また、中小企業は雇用の7割を支える重要な存在だが、日本は、公正取引ルールが確立しておらず、大企業支配が強い。日本の中小企業のことを考えると、支援策は必要といえる。

(2) 今国会で、日本共産党の大門実紀史参議院議員が、最賃引上げの際の中小企業支援についてアメリカとフランスを紹介しつつ、日本の対応を迫った。

・大門氏「賃金が上がらなければ、(国民生活直撃の)最悪の物価上昇になる。本腰を入れて経済対策の一環として最低賃金を上げることに踏み出さねばならない」。「アメリカでは八千八百億円、五年間で日本円にすると当方で二百円の最低賃金を引き上げるときに八十四億ドルの減税。フランスの場合は二兆二千八百億の社会保険料の

使用者負担軽減を、中小企業支援として大規模にやりながら、最低賃金を一気に上げた（略）。日本は 26 億円しかない。こんなレベルでなく、景気対策として大規模、大胆にやるのが今こそ重要だ」。

- ・麻生太郎財務相は「大変参考になった。たまった内部留保が賃金や配当、設備投資に回らず、じーっとしている状態は異常だ」
- ・安倍首相「支援の仕方、使い勝手がいいように変えていくことも含めて検討していきたい」。

■ 7-1 最賃改善とセットで実施された中小企業支援策

アメリカ

最賃決定は法改正事項。政治的駆け引きの中で、抱き合わせ策として中小企業向けの減税が行われた。具体的な減税内容は 2 点。

○ 新規購入の損金算入枠拡大

50 万ドル以下の新規購入に関しては、12 万 5000 ドルまでの損金算入を認める（改正前は、45 万ドルの新規購入に関して、11 万 2000 ドルの損金算入を認めていた）。

○ チップ労働者の社会保障税（労使負担）一部免除

チップ労働者を対象とした社会保障税（Social Security Tax＝年金とメディケアにかかる税）の特例。最賃引き上げで事業主からの給与が引き上げられるが、チップ収入に関する規定は従来のものであるため課税される社会保障税については据え置かれるというもの。なお、レストランの労働者にのみ認められた特例。

フランス

○ 低賃金を対象とする諸社会保険料軽減措置

SMIC の 1.6 倍以内の賃金の社会保険料（疾病、老齢、労災、家族手当等）の使用負担分を軽減。週 35 時間労働制の一般化により最低賃金が高い方へと揃えられた労働コストの上昇を緩和するため、2003 年 7 月に導入された（当時の労働大臣の名からフィヨン軽減と呼称）。当軽減措置は、企業規模に関係なくあらゆる企業に適用されるが、軽減率は企業規模によって異なる。従業員 20 人以上の企業の場合、軽減率は最高 26 %で、賃金が 1.6SMIC の場合に軽減率はゼロとなる。従業員 20 人未満の企業の場合では、軽減率は最高 28.1 %となる。ちなみに 2005 年のフィヨン軽減による諸社会保険料軽減分は総額で約 170 億ユーロに上った。

■ 7-2 日本の最賃関連の中小企業支援策

○全国的支援策：ワン・ストップ&無料の相談・支援体制を整備（最賃引上げに向けた中小企業相談支援事業）

生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設。

○業種別団体助成金（業種別支援策：最低賃金引上げの影響が大きい業種の賃金底上げのための取組を支援）

○全国規模の業界団体による接客研修や共同購入等のコスト削減の実験的取組等の助成（1 団体上限 2,000 万円）

○業務改善助成金（最低賃金の大幅な引上げが必要な 720 円以下の道県の賃金水準の底上げを支援）

事業場内の最も低い時間給を、計画的に 800 円以上に引き上げる中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の 1/2（上限 100 万円）を助成。

8. 最低賃金の引き上げは日本経済再生の第一歩

- (1) 最低賃金の時給 1000 円への引き上げは、日本経済を地域から再生していく上で有効である。労働運動総合研究所が 2012 年に実施した試算によれば、約 2252 万人の労働者の賃金が月平均 2 万 4049 円上昇し、全体の賃金支払総額が年間 6 兆 3728 億円増加。それに伴い内需（家計消費支出）が 4 兆 5601 億円増加する。
- (2) さらに産業連関表を利用してその生産誘発効果を試算すると、各産業の国内生産が 7 兆 7858 億円拡大し、GDP を 0.8% 押し上げる効果をもつとされている。
- (3) 約 41 万人の雇用創出と 7231 億円の税収増をもたらすことも期待される。

■ 8-1 最低賃金全国一律 1000 円へと引き上げた場合の経済効果 労働運動総合研究所 2012 年 5 月

表1 最低賃金引き上げの経済効果		
ー時給1000円に引き上げた場合ー		
効果	単位	値
現金給与総額の増加（全対象労働者）	億円	63,728
内需（家計消費）の増加	億円	45,601
国内生産の増加（生産誘発効果）	億円	77,858
GDPの増加（付加価値誘発効果）	億円	40,734
雇用の増加（注1）	人	410,565
税収増（注2）	億円	7,231
生活保護費の支出減	億円	約3800
物価上昇	%	0.68
<参考>		
2010年の内部留保額	兆円	461
内部留保に占める必要経費の割合	%	1.43
注1「雇用の増加」は、内需の拡大に誘発された生産の増加によってこの人数に相当する仕事量が増えることを意味する。もし、残業等によって労働時間が増えれば、その分雇用は増加しない。		
注2 地方税を合わせた税収である。なお、地方税分は約43%。		
資料 総務省「家計調査」、「平成17年産業連関表」、財務省「法人企業統計」、税務関係資料等から作成。		

○厚労省の『賃金構造基本統計調査（2009年）』の対象労働者（回収ベース 1587 万人）を前提に、最低賃金を、全国一律で時給 1000 円に引き上げた場合の経済効果を試算した。

○生活保護世帯の財政負担は国・地方合わせて約 3 兆円だが、被保護世帯の 12.9% は世帯員が働いている。最低賃金を時給 1000 円に引き上げれば、生活保護から解放される世帯が出て、約 3800 億円の財政支出削減となる。

○最低賃金を時給 1000 円に引き上げたとしても、該当する労働者の賃金は、月平均 12.2 万円から 14.6 万円へ 2.4 万円アップするに過ぎない。とはいえ、最低賃金引き上げの対象となる低所得者層は、収入増加分の約 70% を消費し、家計消費を拡大する。高所得者層の消費は 50% 強にすぎず、最低賃金の引き上げは、内需拡大効果が大きい。また、それによって誘発される国内生産は、商業、不動産、食料品、教育、通信、飲食店等々の中小企業分野に強く表れる。したがって、最低賃金引き上げによる中小企業の生産コスト増を心配する声があるが、積極経営の立場に立ち、当面の苦しさはあったとしても、最賃引上げに賛同し、労働者と力をあわせて、単価引上げや取引慣行の改善、中小企業支援策などを大企業と政府に対し、要求していくべきである。

○日本経済の長期不況の原因として、内需不足（デフレギャップ）による価格低下、円高による輸出採算の悪化と安値輸入品の急増、産業空洞化などが言われている。目先の利益に目を奪われてリストラ競争に明け暮れていたのでは、日本は“高度に技術の進歩した貧困国”になりかねない。最低賃金の時給 1000 円への引き上げは、日本経済の方向転換・再生の第一歩となる。

○最低賃金を時給 1000 円に引き上げるには、企業全体で 6 兆 5841 億円の原資が必要だが、その額は 2009 年度末における内部留保 441 兆円の 1.49%、大企業のみで負担するとしても、内部留保 257.7 兆円の 2.55% に過ぎない。

9. 以下の改善がグローバル・スタンダードに至る道

(1) 改善の一步を踏み出すため、今季の最低賃金額の改定と制度の運用は、以下のようにするべきです。

- ①地域別最低賃金は、月 150 時間、年 1800 時間の労働をもって生活保護基準を下回らない水準とすること（現在の仮定労働時間は 2085.7 時間）。生活保護基準には、勤労必要経費（勤労控除）を含めること。早期に「時間額 1000 円以上」となるよう、計画的に引き上げること。
- ②地域別最低賃金の地域ランク数を減らして、地域間格差を縮小させること。
- ③審議会や専門部会を公開すること。非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。
- ④労働局長は、労使の調査審議の結果をふまえて、最低生計費を満たす金額を決定すること。労働局長の決定が最低生計費を満たさない場合、厚生労働大臣は職権をもって適正な金額を決定させること。
- ⑤特定最低賃金（産別最賃）の金額を引き上げること。申出要件を緩和し、新設を容易にすること。現在、新設の取り組みがなされている、医療と運輸の特定最低賃金を速やかに確立すること。

(2) 最低賃金審議会の労働者側委員は、厚生労働大臣ならびに都道府県労働局長が任命権者ですが、常に特定系統の労働団体からのみ選任し、他の労働団体からの推薦を排除し続けています。労働組合に対する公権力による差別は「結社の自由」原則に反します。

- ①厚生労働大臣と都道府県労働局長は、偏向任命を止め、各労働団体からバランスよく委員を選出すること。
- ②地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても、公募に基づく公正任命を行うこと。

(3) 中期的には、以下の制度改正や行政体制の拡充を行うべきです。

- ①最低賃金の日額、月額設定を復活させ、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- ②最低賃金を年金支給額、下請単価、業者や農民の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- ③最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。

以上